

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 規 則

- 鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則 (※) (雇用労政課取扱い) 1
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (※) (農業経済課取扱い) 1
- 鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (建築課取扱い) 2

### 監 査 委 員 告 示

- 鹿児島県監査基準の一部を改正する告示 (※) (監査委員事務局取扱い) 2

## 規 則

鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第14号

鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

鹿児島障害者職業能力開発校規則 (昭和44年鹿児島県規則第102号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

訓練課程	訓 練 科	訓練期間	訓練生定員
普通課程	情報電子科 (電気・電子系電子機器科)	1 年	10人
普通課程	グラフィックデザイン科 (デザイン系商業デザイン科)	1 年	20人
普通課程	OA事務科 (オフィスビジネス系OA事務科)	1 年	20人
短期課程	介護福祉サービス科	1 年	20人
短期課程	アパレル科	1 年	10人
短期課程	ワークトレーニング科	1 年	20人

注 訓練科の欄中 ( ) 内は、職業能力開発促進法第19条の規定に基づく職業訓練の基準上の訓練科名である。

### 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第15号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則 (平成19年鹿児島県規則第46号) の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第20条第 1 項中「から第 3 号まで、第 7 号から第10号まで若しくは第15号から第17号」を

「第 2 号若しくは第 5 号から第 9 号」に、「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 2 項中「第 58 条第 1 項第 6 号」を「第 58 条第 1 項第 6 号、第 11 号」に改める。

第 31 条中「第 231 条第 1 項第 22 号」を「第 231 条第 1 項第 18 号」に改める。

第 34 条の 2 第 3 号中「第 2 号」を「前号」に改める。

別記第 44 号様式中「第 231 条第 1 項第 22 号」を「第 231 条第 1 項第 18 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第 16 号**

鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県営住宅条例施行規則（平成 4 年鹿児島県規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 9 に次の 3 号を加える。

- (4) 入居者が、同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、これに相当する日として知事が別に定める日）から 3 年を経過していない者である場合
- (5) 入居者が、婚姻の予約者と同居しようとする場合
- (6) 入居者及び同居者に 3 世代以上の直系の親族が含まれる場合

第 2 条の 2 第 4 項第 1 号中「中学校の課程（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の課程を含む。第 6 項において同じ。）を修了する」を「18 歳に達する」に、「月」を「年度」に改め、同条第 6 項第 1 号中「中学校の課程を修了する」を「18 歳に達する」に、「月」を「年度」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**監 査 委 員 告 示**

**鹿児島県監査委員告示第 1 号**

鹿児島県監査基準の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県監査委員	地頭所恵
同	大  菌  豊
同	山田国治
同	上山貞茂

鹿児島県監査基準の一部を改正する告示

鹿児島県監査基準（令和 2 年鹿児島県監査委員告示第 1 号）を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。